

新型コロナウイルス等の感染症対策及び健康管理について(新ガイドライン)

【本ガイドラインの目的】

新型コロナウイルスは、昨年5月8日に2類から5類へと移行されて1年が経過し、この間、感染拡大期はあったが、大きな被害はなく沈静化してきたといえる。

しかし、未だにコロナ罹患者にブレインフォグ(極度のうつ症状)等の後遺症に悩まされている方や依然として高齢者や慢性疾患を持っている方にとっては、脅威のウイルスであることには変わらない。

今後とも大規模な新興感染症が起こりうるため、今回改めて、新型コロナウイルス、インフルエンザ等を含めた幅広い日常的な感染症対策をとり、子どもたちの健康管理を行うことを目的とした本ガイドラインに改訂する。なお、このガイドラインに記載している「感染」とは、上記の新型コロナウイルス等感染症に感染した場合を指す。

当連盟として、子どもたちやその家族が安心して野球にとりくめる環境を提供する責務から、本ガイドラインを基本として感染症対策に当たっていくこととする。

1.活動参加に際しての健康管理について

(1)日常的な健康管理

- ①当連盟に参加する全ての関係者(保護者等含む)は、当日の体温を測り、熱・風邪症状等の体調不良が見られた場合は、活動に参加せず、欠席すること。
- ②チーム代表は、社会の感染状況やチーム近辺での感染流行について把握し、選手や指導者を含めたチーム内の健康管理に努め、必要な時にはチーム活動の休止等の措置がとれる管理体制を確立すること。
- ③食事前等、石鹸等による小まめに手洗い、消毒をすること。
- ④各チームは、保健衛生用品として体温計、石鹸、洗剤、アルコール等を常備しておくこと。
- ⑤濃厚接触者の定義はなくなったが、仲の良い友達、家族等同居者が感染した場合は、チーム活動が屋内やベンチ等の密になる場合は、当該選手等に対しマスク着用を勧めるなど代表が適宜判断すること。

(2)感染拡大期等の予防対策

- ①チーム活動当日は、チーム内全ての関係者に発熱や咽頭痛・咳などの有症状者がいないか等の健康管理を徹底し、有症状者が判明した時点で直ちに当該者有症状者を自宅に帰す等の措置をとり、受診を勧めること。

- ②バス及び自家用車の相乗り等の移動時には、常時換気を行い、出来ればマスク着用を推奨する。
- ③宿舍内は換気をこまめに行うこと。感染が疑われる場合等はチームとしてマスク着用について適宜判断すること。

2.感染者の取り扱い等について

(1)感染者の活動欠席期間について

学校保健法施行規則では、出席停止の期間の基準を「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」と規定しており、これを適用する。発症日の翌日起算。

(例) 7月2日に発症、7/3が第1日目となり7/6が5日目となり、7/6の朝に軽快したとしたら、7/7の朝以降からチーム活動に復帰できる。7/5までに経過していた場合は7/6から参加できる。なお、無症状者の「発症」日は従前から検査した日と規定されている。

(2)チーム活動停止の検討について

①所属する選手が20名以上のチームは指導者含めてチーム人数の2割の感染者を出した場合は、チーム活動の停止を検討し、停止する場合は2日間経って他に感染者が出ていないか確認し、健康管理の上、問題なければ活動を再開する等、停止期間については有無を含めてチーム代表が判断する。

②所属選手20名未満のチームは5名以上感染者が出た場合、上記の2-(2)-①適用する。

3.主催大会等の規則

(1)通常時

大会時の規定はコロナ禍以前の現行の連盟規約、大会規定、大会運用細則等を適用する。

(2)感染拡大期等

①感染拡大期等は、第1項-(2)「感染拡大期等の予防対策」を適用すると共に、大会審査時における選手の氏名等の声出しを中止するなど主催者が過去の経験と従前のガイドラインの対策を参考に社会の感染状況に合わせて、適用範囲を明確にし適宜判断する中で感染拡大の防止に努めること。

②大会欠場について、大会主催者は、第2項-(2)「チーム活動停止の検討について」の基準により、感染者が出た当該チームを欠場とさせることができる。

※感染拡大期とは、「第10波」等の「波」で象徴される社会での大流行期を指し、感染拡大期等は、チームにおいては、チーム内で複数人感染が判明したり、選手が通う学校で学年・学校閉鎖が起り、放置するとチーム内での感染拡大が危惧される場合を指す。